長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月１９日

長浜市長 浅見宣義

長浜市条例第８号　長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

長浜市事務分掌条例（平成18年長浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。
第１条第１項中「都市建設部」を「都市建設部　下水道事業部」に改める。
第２条第１項第７号カ及びキを削り、同項に次の１号を加える。
(8) 下水道事業部
　ア　下水道に関すること。
　イ　農業集落排水に関すること。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。